

日本教職大学院協会と独立行政法人教員研修センターとの連携協力に関する協定書

日本教職大学院協会と独立行政法人教員研修センターは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、日本教職大学院協会(以下「教職大学院協会」という。)と独立行政法人教員研修センター(以下「教員研修センター」という。)が、相互に連携協力することにより、教員の生涯を通じた職能成長を実現するため、養成・採用・研修の一体改革を踏まえ、教員養成の高度化と、研修の質の飛躍的向上に寄与することを目的とする。

(連携協力の内容)

第2条 教職大学院協会と教員研修センターが連携協力して行う事業は、次のとおりとする。

- 一 教職大学院カリキュラムと教員研修センタープログラムを相互活用する事業
- 二 教職大学院におけるFD活動の促進に関する事業
- 三 教員研修モデルカリキュラムの開発と支援

(実施の方法)

第3条 前条に掲げる連携協力は、教職大学院協会と教員研修センターの担当する部署が協議して行うものとする。

2 前項のほか、必要に応じて、教職大学院協会の会員と教員研修センターの担当する部署が個別に協議して行うものとする。その際、実情に応じて、教職大学院協会の会員と教員研修センターは個別に連携協力に関する協定を締結することができるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定書の有効期間満了の日の30日前までに、教職大学院協会と教員研修センターのいずれからも申し入れがないときは、さらに2年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第5条 前条までに定めるもののほか、連携協力に必要な事項は、教職大学院協会と教員研修センターが協議して定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、教職大学院協会と教員研修センターが協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、教職大学院協会と教員研修センターが各自1通を保有する。

平成27年 7月 3日

日本教職大学院協会会長

加治佐 哲也

独立行政法人教員研修センター理事長

高岡 信也